

平成27年度事業計画書

平成27年1月1日から平成27年12月31日まで

公1	助成事業(定款第4条第1項第1号) ボランティア活動や福祉活動に助成し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業
----	---

- 総事業費 63,589,000円
(うち支払助成金 36,000,000円)

- 趣旨

ボランティア活動や福祉活動等の事業に対する助成を通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

- 事業内容

ア 地域福祉振興助成

障害者等を支援する福祉活動団体、ボランティア活動団体に対して、公募によって申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。

【助成額等】

- 助成総額 2,400万円
- 1件あたりの上限額 車両助成:300万円、事業助成:100万円
- 助成率 80%
- 助成予定件数 25件

【助成の具体例】

- 在宅の精神障害者を支援する訪問看護用の車両の購入費を助成
- 生活介護及び生活訓練施設で使用する厨房機器の購入費を助成
- 発達障害に関する多言語資料を作成する出版費用を助成
- アディクション(依存・嗜癖)問題を社会啓発するための調査研究費用を助成
- 自閉症者を支援するトレーニングセミナーの企画開催費用を助成
- 就労継続支援B型事業所で野菜の水耕栽培をするための設備工事費を助成
- 小児がんの子ども達の社会生活をサポートする事業立ち上げの活動運営費を助成

【募集回数】

1回

【平成26年度実績】

助成総額2,428万円 助成件数23件

イ 被災地復興助成

日本国内の自然災害等で甚大な被害を受けた被災地における障害者等の生活、地域福祉の復旧、復興に取り組むボランティア団体、福祉活動団体に対して、公募によって申請のあった事業について、必要資金の全部又は一部を助成する。平成27年度も引き続き、特に東日本大震災の被災地域に重点を置く。

【助成額等】

- 助成総額 1,200万円
- 1件あたりの上限額 施設整備助成:300万円、その他助成:50万円
- 助成率 100%
- 助成予定件数 15件

【助成の具体例】

- 地震で全壊した障害者施設を再建するための工事費を助成
- 被災地の障害者就労継続支援事業所のレストランで使用する機材の購入費を助成
- 災害時に備えた障害者の情報ネットワークの拡充とICTサポートのための活動費を助成
- 被災地に障害者就労継続支援事業所開設するための活動費を助成
- 神戸と東北の被災した障害者事業所の交流を目的としたイベントの企画開催費を助成

【募集回数】

1回

【平成26年度実績】

助成総額 1,230万円 助成件数 14件

● 募集方法

当法人のホームページへ掲載するほか、社会福祉協議会等の地域福祉関連施設・団体等を通じてチラシなどを配布して公募する。

● 選考方法

すべての応募について当法人設置の選考委員会に諮り、選考基準及び年間予算額に則り、助成先及び助成額を決定する。

● 選考結果及び助成実績

選考結果は、個人情報を除き当法人のホームページで公表する。また、助成事業の実績を掲載した小冊子を毎年作成し、希望者に無償で配布する。

公2	施設貸与事業（定款第4条第1項第2号及び3号） 建物等を活用し地域社会の振興及び地域福祉の促進を図る事業
----	---

- 事業収益 91,780,000円
- 総事業費 156,538,000円

●趣旨

公共の保健福祉事業及びボランティア活動や福祉活動等に対する建物等の貸与や地域イベントの開催等、当法人が保有する建物を活用することを通じ、市民参加型福祉の促進と地域振興をはかり、障害者等の社会的に弱い立場におかれている方々にやさしく明るく住みやすい地域社会の創造に資することを目的とする。

●事業内容

ア 芦屋市保健福祉センター事業

（芦屋市の保健福祉施設の用に供する建物及び設備等の貸与）

芦屋市に対し「保健福祉センター事業」に使用する建物等を貸与することによって、不特定多数の市民の地域福祉の促進に寄与し、当法人の目的である障害者等社会的弱者にやさしい、明るく住みやすい地域社会の創造に資するものである。

【芦屋市保健福祉センターの具体的機能】

○保健センター

子育て支援・各種健診 等

○福祉センター

障害者相談支援・高齢者生活支援・介護予防・権利擁護・水浴訓練・ボランティア活動支援 等

○歯科センター

休日歯科応急診療・障害者歯科診療・歯の無料相談と健診

【施設】

兵庫県芦屋市呉川町14-9

芦屋市保健福祉センター（鉄筋コンクリート造4F建 使用面積 8,397.35 m²）

【月額賃料】

賃料の月額、次の計算式により求めた金額（消費税別途）である。

$(\text{土地評価額} \times 0.004 + \text{建物評価額} \times 0.006) \times \text{使用面積 } 8,397.35 \text{ m}^2$
したがって、平成27年度の家賃収益の見込額は、次の通りである。

賃料月額	7,632,621円
年間家賃収益	91,591,452円

※1 計算式は、芦屋市が芦屋市所有の建物を貸与する場合と同じものを採用している。

※2 固定資産評価額は固定資産評価基礎年度毎に改定する。

イ 木口記念会館事業

(会議室、ホール等の貸与)

障害者を支援するボランティア活動、福祉活動や、その他地域福祉の向上を目的とした利用に対して、当法人が取得、建設した施設(木口記念会館)のホールや会議室等を無料又は低価で貸与する。なお、公益目的以外の貸し付けは行わない。

【利用の具体例】

- 障害者を対象とした就労支援のための講座
- 特別支援学校生徒および障害児者による美術作品の展覧会
- 進路を探す障害者のための障害者事業所の合同説明会の開催
- 各地の障害者団体の意見交換会
- 成年後見人制度の学習会

【施設】

兵庫県芦屋市呉川町14-10

木口記念会館(鉄筋コンクリート造4F建 床面積 2,820.7 m²)

【利用料金】

会議室、ホール等を利用するものは、当法人が定めた使用料金を支払うものとする。

ただし、障害者を支援するボランティア活動及び福祉活動を目的に利用する場合は料金を全額免除し、その他の地域福祉の向上を目的に利用する場合は料金の半額を免除する。利用料金減免は事前に申請を受け付け適用する。

【利用受付】

利用日の2カ月前(大会議室及び多目的ホールは6カ月前)から受け付ける。

また、障害者を支援するボランティア活動、福祉活動を目的に利用する場合やその他の地域福祉活動の向上を目的に利用する場合は、利用日の3カ月前(大会議室及び多目的ホールは7カ月前)から受け付ける。

なお、営利目的での利用は受け付けない。

【木口記念会館だよりの発行】

公益目的利用の促進にあたっては、年4回「木口記念会館だより」を発行し、約300通を無償で障害者団体等の市民団体に送付する。

【貸与の日数等】

平成26年度実績(予定を含む)

区 分	延べ利用日数
利用料全額免除	242日
利用料半額免除	123日
利用料減免なし	3日
合 計	368日

ウ イベント事業

(地域振興及び地域福祉促進のためのイベント開催)

当法人保有の建物を活用し、地域社会の振興及び地域福祉の促進のためのイベントを開催する。

【実施場所】

木口記念会館及び芦屋市保健福祉センター

兵庫県芦屋市呉川町14-10(木口記念会館)

兵庫県芦屋市呉川町14-9 (芦屋市保健福祉センター)

【イベントの具体例】

○あしや保健福祉フェア

当法人と芦屋市の共催で、保健福祉をテーマとしたフェアを開催する。

(1)内 容

○保健に関するパネル展示

○健康相談コーナー

○福祉に関するシンポジウム

○福祉制度に関する講演会

○ボランティア体験コーナー

○障害者福祉事業所による自主製品の展示 など

(2)開催期間 1日(7月中旬)

(3)参加申込 不要

(4)参加費 無料

(5)平成26年度実績

開催日時 平成26年7月26日(土)10:00~17:00

参加人数 述べ約5,800名

○ひょうごボランタリースクエア21「市民活動団体交流の集い」

当法人が主催で、ボランティア・市民活動をテーマとした意見交流会を開催する。

(1)内 容

○ボランティア・市民活動に関する講演

○助成対象事業成果発表

○各地のボランティア・市民活動団体の活動紹介 など

(2)開催期間 1日(10月下旬)

(3)参加申込 必要

(4)参加費 無料

(5)平成26年度実績

開催日時 平成26年10月26日(日)13:00~16:00

参加人数 63名(31団体)

以上